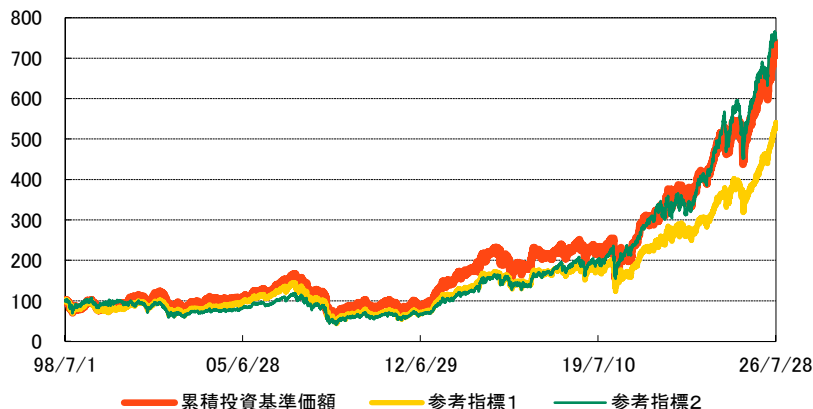


## ブラックロック・USベーシック・バリュー・オープン

追加型投信／海外／株式

## 累積投資基準価額の推移



※設定時を100とした指数値を使用しています。  
※累積投資基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。  
※累積投資基準価額は税引前分配金を再投資したものとして算出しています。  
※参考指標1は2010年7月1日付でS&P500/Citigroup Value指数(円換算ベース)からRussell 1000 Value指数(円換算ベース)へ変更となりました。  
※参考指標2はS&P500種指数(円換算ベース)です。

## ファンドのパフォーマンス (%)

|           | 1か月   | 3か月   | 6か月   | 1年    | 3年    | 5年     | 設定来    |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| フ ァ ン ド   | 1.74  | 11.12 | 13.17 | 31.31 | 73.67 | 139.55 | 623.65 |
| 参 考 指 標 1 | 2.02  | 10.55 | 18.82 | 36.71 | 75.18 | 128.83 | 428.02 |
| 参 考 指 標 2 | -1.07 | 4.44  | 11.63 | 25.76 | 85.06 | 147.05 | 644.66 |

※ファンドの騰落率は、税引前分配金を再投資したものとして算出した累積投資基準価額により計算しています。  
※参考指標1は2010年7月1日付でS&P500/Citigroup Value指数(円換算ベース)からRussell 1000 Value指数(円換算ベース)へ変更となりました。  
※参考指標2はS&P500種指数(円換算ベース)です。

## 株式組入上位10業種 (%)

## 株式組入上位10銘柄 (%) \*

銘柄数: 52

| 業種                       | 比率  | 銘柄名                           | 業種                 | 国名   | 比率  |
|--------------------------|-----|-------------------------------|--------------------|------|-----|
| 1 一般消費財・サービス流通・小売り       | 9.2 | 1 MICROSOFT CORP              | ソフトウェア・サービス        | アメリカ | 7.8 |
| 2 テクノロジー・ハードウェアおよび機器     | 9.1 | 2 AMAZON.COM INC              | 一般消費財・サービス流通・小売り   | アメリカ | 7.6 |
| 3 ヘルスケア機器・サービス           | 9.0 | 3 APPLE INC                   | テクノロジー・ハードウェアおよび機器 | アメリカ | 5.6 |
| 4 ソフトウェア・サービス            | 7.8 | 4 WELLS FARGO & COMPANY       | 銀行                 | アメリカ | 3.2 |
| 5 銀行                     | 7.6 | 5 CHEVRON CORP                | エネルギー              | アメリカ | 3.0 |
| 6 資本財                    | 7.0 | 6 BAXTER INTERNATIONAL INC    | ヘルスケア機器・サービス       | アメリカ | 3.0 |
| 7 金融サービス                 | 5.6 | 7 SCHWAB (CHARLES) CORP       | 金融サービス             | アメリカ | 2.8 |
| 8 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 5.4 | 8 CITIGROUP INC               | 銀行                 | アメリカ | 2.6 |
| 9 食品・飲料・タバコ              | 4.5 | 9 BRITISH AMERICAN TOB-SP ADR | 食品・飲料・タバコ          | イギリス | 2.5 |
| 10 エネルギー                 | 4.4 | 10 CVS HEALTH CORP            | ヘルスケア機器・サービス       | アメリカ | 2.4 |

\* 比率は対純資産総額、マザーファンドベース。構成比率(%)の数字は四捨五入の関係で合計が100にならない場合があります。2010年10月より、銘柄毎の業種区分を変更いたしました。2011年4月より、一部業種の名称を変更いたしました。2011年6月より、業種は原則として世界産業分類基準(GICS)による分類に変更いたしました。

## ファンドデータ

|         |           |
|---------|-----------|
| 基準価額    | 62,953 円  |
| 純資産総額   | 293.25億円  |
| ファンド設定日 | 1998年7月1日 |

## 税引前分配金

| 分配金  | 累計額         | 1,700 円 |
|------|-------------|---------|
| 第51期 | 2023年10月20日 | 0 円     |
| 第52期 | 2024年4月22日  | 0 円     |
| 第53期 | 2024年10月21日 | 0 円     |
| 第54期 | 2025年4月21日  | 0 円     |
| 第55期 | 2025年10月20日 | 0 円     |
| 第56期 | 2026年4月20日  | 0 円     |

## 資産構成比率 (%) \*

| 商品名    | 比率    |
|--------|-------|
| 株式     | 94.7  |
| その他    | 3.4   |
| キャッシュ等 | 1.9   |
| 合計     | 100.0 |

## Russell 1000 Value指数とは

ラッセル・インデックスは、ラッセル・インベストメント・グループが公表している指数で、その商標および知的財産権はラッセル・インベストメント・グループに帰属します。「ラッセル」は、ラッセル・インベストメント・グループおよびその子会社の総称です。ラッセルはラッセル・インデックスの利用から生じる事業活動・サービスについて一切の責任を負いません。またこれらの情報は信頼の置ける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性を保証するものではありません。

本資料は、当ファンドの理解を深めていただく為の情報提供を目的として、ブラックロック・ジャパン株式会社が作成したものです。本資料は当社が信頼できると判断したデータにより作成しましたが、その正確性、完全性等については当社が保証するものではありません。運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり今後の運用成果を保証するものではありません。本資料に記載された市況やポートフォリオの見通し等は、作成日現在の当社の見解であり、今後の経済動向や市場環境等の変化、あるいは金融取引手法の多様化に伴う変化に対応し、予告なく変更される可能性があります。本資料に記載された基準価額は信託報酬を控除した後の価額、分配金は課税前の金額を使用しております。投資信託は株式・公社債等の値動きのある証券(外貨建ての場合は為替リスクもあります)に投資しますので基準価額は変動します。従って元本が保証されているものではありません。ファンドに生じた損益は全て投資家の皆様に帰属いたします。投資信託のお申込みに際しましては、必ず最新の投資信託説明書(交付目論見書)等の内容をご確認の上お客様ご自身でご判断ください。投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金の対象にはなりません。

## 1. 市場環境

7月の株式市場は、AI関連企業の巨額投資の収益化への懸念が市場全体のリスクテイク姿勢の重石となり、世界的に売りが強まりました。また、巨額投資に伴い手元キャッシュの観点から財務健全性への懸念なども売り材料となったことや、メモリ市場での競争激化懸念などから、AI関連銘柄への売りが世界的に波及しました。この過程で、割高感のある銘柄群が売られたことでバリュエーション色が強まるとともに財務面に基づく保守的な銘柄選択の動きもみられました。一方で、決算発表が始まり、実績並びに今後の業績期待に基づく銘柄選択も根底では幅広く行われていました。

## 2. 運用経過

パフォーマンス要因については、情報技術セクターおよび一般消費財セクターにおける銘柄選択がプラスに寄与しました。また、不動産セクターにおける銘柄選択もプラス要因となったほか、産業REITサブセクターの投資判断が、パフォーマンスにプラスに寄与しました。一方、資本財セクターにおける銘柄選択がマイナス寄与したほか、コミュニケーションサービスセクターにおける銘柄選択や、公益事業セクターにおける総合公益事業サブセクターの銘柄選択も、マイナス寄与となりました。当月、市場動向と取引行動により一般消費財および生活必需品セクターの組入比率が上昇した一方、ヘルスケアおよび情報技術セクターの組入比率は減少しました。期末時点では、ヘルスケア、一般消費財、およびコミュニケーションサービスが組入高位となる一方で、金融、エネルギー、生活必需品セクターが組入低位となりました。

## 3. 市場の見通しおよび今後の運用方針

2026年第2四半期の米国株式市場の力強い上昇は、企業業績や米国経済の底堅さに加え、AI関連投資の拡大を反映したものと考えています。当社は引き続き市場に前向きな見方を維持していますが、高水準の株価バリュエーションやインフレ動向を巡る不透明感、地政学リスクなどから、変動性の高い市場環境が続くとみています。一方で、AI関連銘柄への期待や一部銘柄へのパフォーマンス集中が続くなか、市場にはその他の魅力的な投資機会も広がっていると考えています。その結果、アクティブ運用にとっては、市場のリーダー企業以外にも魅力的な投資機会を発掘しやすい環境が整いつつあります。当戦略では、健全な財務体質、安定したキャッシュフロー、妥当なバリュエーションを有する企業に着目し、不確実性の高い市場環境のなかでも安定した運用成果の獲得を目指します。

※「3. 市場の見通しおよび今後の運用方針」については、本資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。また将来について保証するものではありません。

本資料は、当ファンドの理解を深めていただく為の情報提供を目的として、ブラックロック・ジャパン株式会社が作成したものです。本資料は当社が信頼できると判断したデータにより作成しましたが、その正確性、完全性等については当社が保証するものではありません。運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり今後の運用成果を保証するものではありません。本資料に記載された市況やポートフォリオの見通し等は、作成日現在の当社の見解であり、今後の経済動向や市場環境等の変化、あるいは金融取引手法の多様化に伴う変化に対応し、予告なく変更される可能性があります。本資料に記載された基準価額は信託報酬を控除した後の価額、分配金は課税前の金額を使用しております。投資信託は株式・公社債等の値動きのある証券(外貨建ての場合は為替リスクもあります)に投資しますので基準価額は変動します。従って元本が保証されているものではありません。ファンドに生じた損益は全て投資家の皆様に帰属いたします。投資信託のお申込みに際しましては、必ず最新の投資信託説明書(交付目論見書)等の内容をご確認の上お客様ご自身でご判断ください。投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金の対象にはなりません。

## 委託会社

ブラックロック・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第375号

一般社団法人資産運用業協会会員/日本証券業協会会員/一般社団法人第二種金融商品取引業協会会員

## 投資信託説明書（交付目論見書）のお問い合わせ、ご請求

販売会社にご請求ください。

※以下の表は原則基準日時点で委託会社が知りうる限りの情報を基に作成したのですが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

| 金融商品取引業者名                                                     |            | 登録番号             | 日本証券業協会 | 一般社団法人資産運用業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 | 一般社団法人日本STO協会 |
|---------------------------------------------------------------|------------|------------------|---------|---------------|-----------------|--------------------|---------------|
| 株式会社SBI証券                                                     | 金融商品取引業者   | 関東財務局長(金商)第44号   | ○       |               | ○               | ○                  | ○             |
| PWM日本証券株式会社                                                   | 金融商品取引業者   | 関東財務局長(金商)第50号   | ○       |               |                 | ○                  |               |
| 岡三証券株式会社                                                      | 金融商品取引業者   | 関東財務局長(金商)第53号   | ○       | ○             | ○               | ○                  |               |
| 三菱UFJ eスマート証券株式会社                                             | 金融商品取引業者   | 関東財務局長(金商)第61号   | ○       | ○             | ○               | ○                  | ○             |
| 野村證券株式会社                                                      | * 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第142号  | ○       | ○             | ○               | ○                  | ○             |
| 松井証券株式会社                                                      | 金融商品取引業者   | 関東財務局長(金商)第164号  | ○       |               | ○               |                    |               |
| マネックス証券株式会社                                                   | 金融商品取引業者   | 関東財務局長(金商)第165号  | ○       | ○             | ○               | ○                  | ○             |
| 楽天証券株式会社                                                      | 金融商品取引業者   | 関東財務局長(金商)第195号  | ○       | ○             | ○               | ○                  | ○             |
| SMBC日興証券株式会社(一般取扱)                                            | 金融商品取引業者   | 関東財務局長(金商)第2251号 | ○       | ○             | ○               | ○                  | ○             |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社                                         | 金融商品取引業者   | 関東財務局長(金商)第2336号 | ○       | ○             | ○               | ○                  | ○             |
| 株式会社スマートプラス                                                   | 金融商品取引業者   | 関東財務局長(金商)第3031号 | ○       | ○             |                 | ○                  |               |
| UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社                                 | 金融商品取引業者   | 関東財務局長(金商)第3233号 | ○       | ○             | ○               |                    |               |
| アイザワ証券株式会社                                                    | 金融商品取引業者   | 関東財務局長(金商)第3283号 | ○       | ○             |                 | ○                  |               |
| 東海東京証券株式会社                                                    | 金融商品取引業者   | 東海財務局長(金商)第140号  | ○       | ○             | ○               | ○                  | ○             |
| 中銀証券株式会社                                                      | 金融商品取引業者   | 中国財務局長(金商)第6号    | ○       |               |                 | ○                  |               |
| 株式会社三菱UFJ銀行<br>(委託金融商品取引業者三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)(オンライントレードのみ) | 登録金融機関     | 関東財務局長(登金)第5号    | ○       |               | ○               | ○                  |               |
| 株式会社三菱UFJ銀行<br>(インターネット専用)                                    | 登録金融機関     | 関東財務局長(登金)第5号    | ○       |               | ○               | ○                  |               |
| 株式会社SBI新生銀行<br>(委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券およびマネックス証券株式会社)           | 登録金融機関     | 関東財務局長(登金)第10号   | ○       |               | ○               |                    |               |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社                                                 | 登録金融機関     | 関東財務局長(登金)第33号   | ○       | ○             | ○               |                    | ○             |
| ソニー銀行株式会社                                                     | 登録金融機関     | 関東財務局長(登金)第578号  | ○       |               | ○               | ○                  | ○             |
| 株式会社イオン銀行<br>(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)                         | 登録金融機関     | 関東財務局長(登金)第633号  | ○       |               |                 |                    |               |

\*印の販売会社では、新規お申込みを受付けておりません。

(0823-202607)

## ファンドの目的・特色

### ファンドの目的

USベーシック・バリュー・オープン・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主に米国株式を投資対象として、過小評価されている株式に投資し、値上がり益およびインカム収益を追求します。

### ファンドの特色

1

「証券市場は全体的に見て非効率\*な面があるため、証券価格は市場環境が良好なときに過度に上昇し、逆に市場環境が悪化したときに過度に低下する傾向を持つ」という認識のもとに投資判断を行います。

\*市場の非効率性とは、市場において利用可能な情報の全てに関し適正な分析が行われているとは限らず、証券価格が非効率的に形成される場合がある、という考え方です。

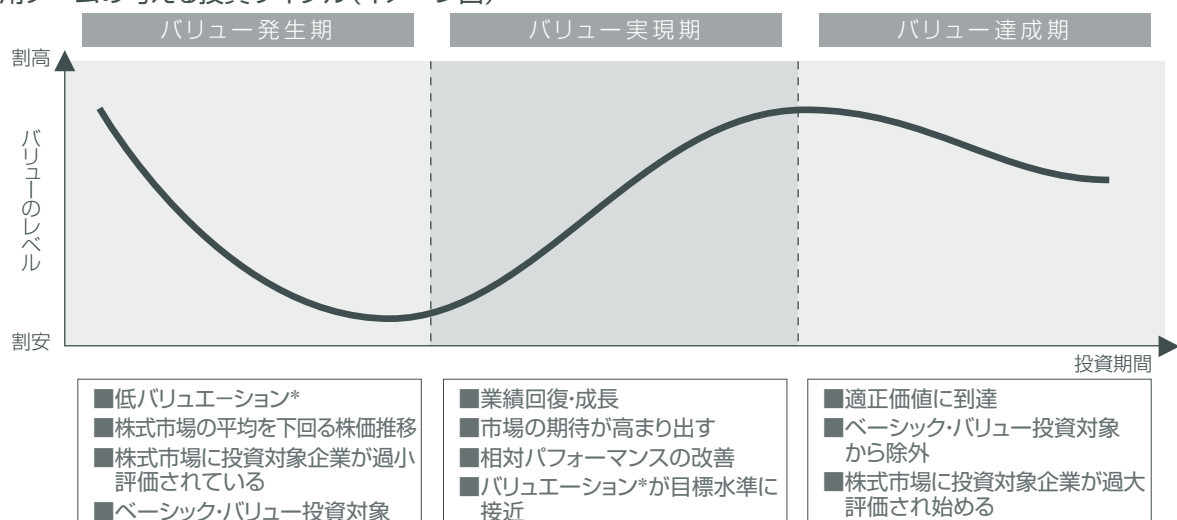
2

主として、株価が過小評価されていて、基本的な価値(ベーシック・バリュー)から乖離していると考えられる米国の株式に投資します。

### 投資アプローチ

- ①主として過去の水準から見て株価が相対的に過小評価されていると判断される株式に投資を行います。
- ②原則として、組入れた株式が、基本的な投資価値を有していると判断する限り保有しつづけます。
- ③投資している株式が適正株価に戻ったか、あるいは適正株価を上回ったと判断したときには、基本的に売却します。

#### 運用チームの考える投資サイクル(イメージ図)



\*バリュエーション：企業の収益、純資産、キャッシュフロー等に照らして見た株価の尺度。

| 運用チームによる投資判断 | バリュー発生期                                        | バリュー実現期  | バリュー達成期                    |
|--------------|------------------------------------------------|----------|----------------------------|
|              | ファンダメンタルズが堅調、または回復が見込まれているものの市場に過小評価されている銘柄を購入 | 銘柄の保有を継続 | 保有銘柄については売却を検討<br>投資対象から除外 |

※上記の図は、当ファンドの投資アプローチについての考え方を説明するものであり、当ファンドが投資対象とする銘柄が実際にこのような特徴を示すことを保証するものではありません。

3

米国ドルベースでの投資収益を最大化することを目的として運用し、原則として為替ヘッジは行いません。

4

当ファンドは、株式等(短期金融商品を含みます。)にかかる運用指図に関する権限を、ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー(投資顧問会社、所在地:米国ニュージャージー州)に委託します。



## 投資リスク

### 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

#### ■ 株価変動リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、主に米国に本拠を置く企業の普通株式および米国株式市場に上場しているその他海外株式を投資対象とします。また、当ファンドおよびマザーファンドは米国以外の地域へも投資を行うことができます。したがって、米国を中心とした世界の経済および市場動向または組入株式の発行会社の経営・財務状況に応じて組入株式の株価および配当金の変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

#### ■ 為替変動リスク

当ファンドおよびマザーファンドの基準価額は、円建てで表示されます。一方、当ファンドおよびマザーファンドは主として外貨建資産に投資します。原則として、外貨建資産に対して円に対する為替ヘッジは行いません。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

#### ■ 中小型株式投資のリスク

当ファンドおよびマザーファンドは、株式市場全体の平均に比べ株式時価総額の小さな企業の株式にも投資することができます。これらの企業の株式への投資は、株式市場全体の平均に比べて結果としてより大きな値上がりもしくは値下がりとなる可能性があります。これは比較的規模の小さい企業は大規模の企業に比べ収益の変動が大きくなる傾向があることに加え、株式市場における需給関係の変動の影響を受けやすいためです。

#### ■ デリバティブ取引のリスク

当ファンドおよびマザーファンドは、先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響から当ファンドおよびマザーファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

### その他の留意点

◆当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

#### ◆流動性リスクに関する事項

当ファンドが保有する資産の市場環境等の状況により、保有有価証券の流動性が低下し、投資者からの換金請求に制約がかかる等のリスク（流動性リスク）があります。当ファンドにおいて流動性リスクが顕在化すると考えられる状況は以下の通りです。

- ・経済全体または個別企業の業績の影響により、株価変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、株式市場動向が不安定になった場合

※金融商品取引所等における取引の停止時、決済機能の停止時または大口の換金請求については、換金請求に制限がかかる場合があります。

#### ◆収益分配金に関する留意点

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のことで、投資者毎に異なります。

## リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク(流動性リスクを含む)が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

## **手続・手数料等**

### **お申込みメモ**

|                    |                                                                                                                                                                                        |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位               | 分配金の受取方法により、一般コースと累積投資コースの2つのコースがあります。<br>一般コース：1万円以上1円単位または1万口以上1口単位<br>累積投資コース：1万円以上1円単位または10万円以上1円単位<br>販売会社によって上記と異なる購入単位を別に定める場合があります。また、取扱いコースは販売会社によって異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。 |
| 購入価額               | 購入受付日の翌営業日の基準価額                                                                                                                                                                        |
| 購入代金               | 販売会社が定める期日までにお支払いください。                                                                                                                                                                 |
| 換金単位               | 1口以上1口単位または1円以上1円単位<br>なお、販売会社によって上記と異なる換金単位を別に定める場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。                                                                                                          |
| 換金価額               | 換金受付日の翌営業日の基準価額                                                                                                                                                                        |
| 換金代金               | 換金代金は原則として、換金受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。                                                                                                                                          |
| 申込締切時間             | 原則として、午後3時30分までに受付けたものを当日のお申込みとします。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。                                                                                                     |
| 換金制限               | 大口の換金の申込には制限があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。                                                                                                                                                  |
| 購入・換金申込受付不可日       | ニューヨーク証券取引所の休場日に該当する場合には、販売会社の営業日であっても購入・換金は受け付けません。                                                                                                                                   |
| 購入・換金申込受付の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の受付を中止・取消しする場合があります。                                                                                                         |
| 信託期間               | 無期限(設定日：1998年7月1日)                                                                                                                                                                     |
| 繰上償還               | 当ファンドは換金により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等には、信託期間の途中でも信託を終了(繰上償還)させる場合があります。                                                                           |
| 決算日                | 4月20日および10月20日(ただし休業日の場合は翌営業日)                                                                                                                                                         |
| 収益分配               | 毎決算時に収益分配方針に基づき分配します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。<br>累積投資コースを選択された場合の収益分配金は、税引き後自動的に無手数料で再投資されます。                                                                                     |
| 信託金の限度額            | 信託金の限度額は、5兆円とします。                                                                                                                                                                      |
| 公告                 | 投資者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。                                                                                                                                                              |
| 運用報告書              | 毎決算時および償還時に、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「交付運用報告書」を作成し、ご購入いただいた販売会社からあらかじめお申し出いただいた方法にて知れている受益者にお届けいたします。                                                                    |
| 課税関係               | 課税上は株式投資信託として取扱われます。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。当ファンドは、NISAの対象ではありません。<br>配当控除または益金不算入制度の適用はありません。                                                         |

ファンドの費用

■ ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用      |                                                                                                                                  |        |                    | (各費用の詳細)                                                                                                                                                                                                     |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入時手数料              | 購入受付日の翌営業日の基準価額に3.30%(税抜3.00%)を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額。詳細は販売会社にお問い合わせください。                                                     |        |                    | 購入時の商品説明、販売に関する事務手続き等の対価                                                                                                                                                                                     |
| 信託財産留保額             | ありません。                                                                                                                           |        |                    | —                                                                                                                                                                                                            |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 |                                                                                                                                  |        |                    | (各費用の詳細)                                                                                                                                                                                                     |
| 運用管理費用<br>(信託報酬)    | ファンドの純資産総額に対して年1.771%(税抜1.61%)以内の率を乗じて得た額<br>※運用管理費用(信託報酬)は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。<br>※委託会社の報酬には、投資顧問会社への報酬額が含まれます。 |        |                    | 運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率                                                                                                                                                                                |
|                     | 運用管理費用<br>の配分                                                                                                                    | (委託会社) | 年0.858%(税抜0.78%)   | ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等の対価                                                                                                                                                                            |
|                     |                                                                                                                                  | (販売会社) | 年0.825%(税抜0.75%)   | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価                                                                                                                                                                      |
|                     |                                                                                                                                  | (受託会社) | 年0.088%(税抜0.08%)以内 | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価                                                                                                                                                                                     |
| その他の費用・手数料          | ファンドの諸経費、売買委託手数料、外貨建資産の保管費用等について、その都度、ファンドから支払われます。<br>※その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。                 |        |                    | <ul style="list-style-type: none"><li>●ファンドの諸経費: 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息等</li><li>●売買委託手数料: 組入有価証券の売買の際に発生する手数料</li><li>●外貨建資産の保管費用: 海外における保管銀行等に支払う有価証券の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用</li></ul> |

※当該手数料および費用等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。  
※購入時手数料、運用管理費用(信託報酬)およびその他の費用・手数料は、消費税および地方消費税に相当する金額を含みます。